

消費者力アップ講座報告

悪徳セールス・電話など消費者トラブルが悪質・巧妙化している中、消費者自身で何か対策はできないかと、消費生活センターの相談員の方を講師として、2月2日と4日に『消費者力アップ講座』を行いました。

消費者トラブルの実態と対策について

2月2日(水) 会場 高槻市総合市民センター
講師 高槻市立消費生活センター 消費生活専門相談員

商品を購入・販売する時には必ずチェックして!

お店に行って購入する場合や、ネット・テレビ・チラシを見て購入したり、電話や家に販売員が来たりと購入する際にいろんな場面があります。どの購入方法においても、次の意識を持つことで消費者トラブルから回避できます。

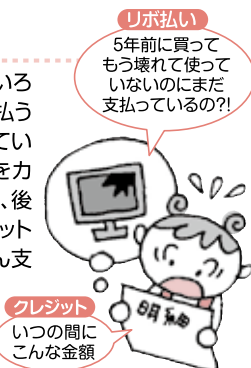
POINT



- ★いらぬものはきっぱり断る!
- ★内容が確認できないものは契約しない!
- ① 何を(商品は明確か) ② どれくらい(量)
- ③ いくらで(金額) ④ 支払い方法
- ⑤ 魅力的な特典の記載 ⑥ 解約について
- ★名前・住所を簡単に言わない・書かない!

クレジットでの支払いは借金です!

「現金を持っていなかった」「クレジットだとポイントがつく」など、いろんな理由でクレジットカードで支払う事があります。「後でちゃんと支払うし」ということで、現金と同じ意識を持って気軽にクレジットで支払っていませんか。購入の際にお金をカード会社に立て替えてもらい支払いをカード会社にする仕組みです。金融業者からお金を借りて支払いをして、後から返金するのと同じことです。金融業者に抵抗があっても、クレジット購入は気軽にすることが増えています。同様にリボ払いも、どんどん支払い期間が延び、いつのまにか高い利息で長期間支払い続ける事になるので、何れもご利用金額をよく意識して使うことが大切です。



クーリングオフは8日間。ハガキで出して!

クーリングオフとは、頭を冷やして考えるという意味です。訪問販売で購入・契約したものが対象で、すでに使っていたり、また修理・設置工事が完了しても、「やっぱり高価な買い物だった…」や「やっぱり納得できない」と思ったら、購入・契約から8日間であれば契約解除ができます。すぐにクーリングオフ宣言のハガキを作成し、控えとして表裏のコピーをとり、特定記録郵便扱いで業者に送りましょう。名前・住所など個人情報も記載するし、誰かに見られたら恥ずかしいから…と封書ではしないでください。せっかく特定記録郵便で送っても、業者から「中身が入ってなかった・別紙が入っていた」と言われると対抗できなくなります。



困った時は 各地域の消費生活センターへ、即ご相談ください。

ケータイとネットトラブルについて

2月4日(金) 会場 吹田市立勤労者会館
講師 吹田市立消費生活センター 消費生活コンサルタント



携帯トラブルについて

パケット通信料金が思いがけず高額に!

携帯電話のパケット通信料金は、通信時間ではなくデータ量で変わります。音楽、動画、ゲームソフトなどデータ量が大きいプログラムを取り込む時は特に注意が必要です。高額な請求を防ぐためにパケット定額制プランなどがありますので、サービス内容を確し、利用方法をよく検討した上で選択することをお勧めします。

子どもの携帯ゲーム利用には親の目を光らせて

ゲームサイトには、ゲーム自体は「無料」のものが多くありますが、ゲームを有利に進めるための特別なアイテムは「有料」となっている場合があります。高額な請求が来る原因となっています。子どもの携帯利用内容をチェックしておくことが大切です。

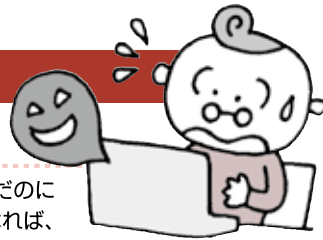
身に覚えのない請求は無視しよう

メールで、利用した覚えのないサイトから、「裁判所に訴える」「強制執行する」との脅し文句とともに高額な料金請求が来る場合があります。利用した覚えがないなら、決して払わないでください。あわてて業者に連絡することも絶対にやめましょう。

インターネットのトラブルについて

ネットオークションは自己責任

ネットオークションで一番多いトラブルは、お金を振り込んだのに商品が届かないというものです。相手の居場所がわからなくなれば、お金を取り戻すことはできません。ネットオークションは、個人が自分の責任において行う取引です。トラブルに巻き込まれないためには、お金を振り込む前に必ず相手の連絡先に実際に連絡することや、相手方のこれまでの評価を確認することが大切です。



ネットショッピングはクーリングオフできない

「イメージと違う物が届いたので返品したいが、返品できないと言われた」ネットショッピング利用者からのよくある相談です。ネットショッピングは通信販売にあたります。通信販売にはクーリングオフの制度はありません。サイト上に「返品できない」と書かれている場合返品できませんので、利用する前に必ず『返品できる、できない』を確認するようにしましょう。

被害を相談されたら…叱る・怒るはしないで、まずは消費生活センターに即相談をお勧めください



《よどがわ》1月号では、消費者トラブルアンケートにご協力いただき、ありがとうございました

産者交流会として、株式会社井ゲタ竹内さんからもずくの産地のお話を聞きました。その後、もずくを使ってアイデア料理教室を行いました。もずくのホットケーキやポテトサラダなどを作りしました。ホットケーキはふんわりと口当たりよくでき、あまりのおいしさに参加者22名全員びっくりしました。取引先・産者と交流することで、商品の魅力と使い方がわかり、生活に豊かさをもちやすくなります。

2月8日(火) 場所: 摂津「ミニメディアラサ」

商品のひろばとして株式会社パンジーさんをお招きして『靴の選び方』講習会を行い、行政区委員の方にご参加いただきました。サイズ表示の読み方から、自分の足に合うくつ選びのコツを教えてくださいました。また地域のちがう行政区委員さん同士の交流会も、コープきんぎのベーシックシリーズの試食を行いながらにぎやかに進められました。

1月27日(木) 場所: 生協本部

『商品のひろば』と『産者交流会』を開催しました!

商品活動委員会主催

子育て支援委員会主催
2月7日(月) 場所: 吹田市立勤労者会館
イクセラピアドバイザーの松岡由起さんをお迎えして、吹田市立勤労者会館にて16名の参加でメイクセラピー講座を行いました。子育て中のママのリフレッシュ企画で初めての試みでした。普段何気なくしているメイクを自己表現のための手段として楽しむことや、表情と内面のつながりの大切さに気付くことから始まり、笑顔に使っている顔の筋肉(表情筋)が、リフトアップに効果があると、全員で自分の顔を鏡で見ながら、表情筋をおもいっきり使うすばらしい笑顔練習しました。そして日頃の肌の肌のお手入れ方法から、若く見えるメイク方法を学びました。参加者からは「笑顔の大切さを感じました。」「自分を大切にすることに気がついた」などの感想がありました。

子育て中のママへメイクセラピーでいきいき活き笑顔に!

子育て支援委員会主催

2月7日(月) 場所: 吹田市立勤労者会館



教卓より前にて熱く語る伊藤氏

師の伊藤千尋さんは、テーマの『憲法を活かす』活憲(かっけん)について、みんなが幸せになるためには、一人一人が行動することの大切さ、そのためには憲法を良く知り、活かすことの必要性を、世界各国で憲法を活かしながらよりよい社会の実現に向け活動されている人々の姿を紹介しながら熱く語りました。140名の参加があり、「とても元気ができました!」「活憲」という言葉を初めて知りましたが、お話を聞いていかに憲法を使うという意識がなかったことに気づきました。日本国憲法を読みたいです!「自分を愛し、周りを愛するために憲法を活かし、守っていく」よう考え、行動したいと思えます!などの声が寄せられました。

伊藤千尋氏講演会を開催

1月15日(土) 場所: 茨木クリエイトセンター

平和・憲法を考える企画

NEWS FILE

ニユースファイル

伊藤千尋氏講演会
メイクセラピー
『商品のひろば』産者交流会



もずくのホットケーキのおいしさにビックリ!



好みだけでなく表示も見て...



皆さん最後には素敵な笑顔に



伊藤氏の思いの深さに一同聞き入りしました